

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：対象施設の追加（外国要人が参加する重要国際会議の会場等）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：警察庁警備局警備運用部警備第一課

評価実施時期：令和8年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

 i

(該当理由)

本規制の拡充による負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

最近における小型無人機等をめぐる状況に鑑み、重要施設に対する危険を未然に防止するため、その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲を拡大するとともに、対象施設及びその指定敷地等の上空以外の対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の違法な飛行を行った者に対する罰則を設けるなどの措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 現行の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号。以下「法」という。）において、外国要人が参加する重要国際会議の会場等について、外国要人の所在する期間に限って、対象施設の一類型である「対象外国公館等」として外務大臣が指定可能である一方、重要国際会議の事前の準備段階においては指定することができない。
- ・ この点、国際的に注目を集める大規模イベントに関連した不法事案が相次いで発生している中、国内外の要人が一堂に会する重要国際会議の開催に先立って、小型無人機による会場等への攻撃が行われるおそれが懸念される。
- ・ 重要国際会議の会場等が破壊されて当該会議が中止となれば、我が国の信頼が失われ、良好な国際関係の維持に支障が生じることから、当該会場等を、当該会議の円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定することができるようにする必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

上記課題を解消・予防するため、法を改正し、外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設を、外務大臣が当該国際会議の円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて対象施設の一類型である対象外国公館等として指定することができることとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本改正により、外国要人が参加する国際会議の円滑な準備又は運営の確保に万全を期することが可能となり、法の目的である良好な国際関係の維持に資することができる。
- ・ なお、この効果については、本改正後の法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、法に違反した者の検挙件数等（対象外国公館等として指定された外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設に係るものに限る。）を把握することにより、定量化することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

○ 都道府県公安委員会等への通報

法第10条第3項の規定により、同条第2項に規定する小型無人機等の飛行を行おうとする者は、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会等に通報することが義務付けられている。したがって、対象施設の追加により、通報件数は増加することが見込まれ、それに伴って一定の遵守費用が発生すると考えられるものの、本改正は、外国要人が参加する国際会議の準備又は運営のために使用される会議場施設その他の施設を、当該国際会議の円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて、一時的に指定するものであるため、発生する遵守費用は限定的である。

<行政費用>

○ 都道府県公安委員会等への通報の受理

通報件数の増加に伴い、一定の行政費用が発生すると考えられるものの、遵守費用と同様に限定的である。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

「違法なドローン飛行対策に関する検討会」において取りまとめられた「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書」に記載のとおり、有識者からの主な意見は以下のとおりである。

- ・ 一般の利活用促進とのバランスを図る観点から、必要最小限の規制とすべきである。
- ・ 重要な国際会議の主会場等については、条例によらず、法により、その円滑な準備又は運営のために必要な期間を定めて、対象施設として指定できるようにしつつ、その運用に当たっては、関係する地方公共団体との協力関係が必要となるのではないか。

<関連する会合の名称、開催日>

違法なドローン飛行対策に関する検討会【全3回】(令和7年10月7日、同年11月14日、同年12月18日)

<関連する会合の議事録の公表>

警察庁ウェブサイト「違法なドローン飛行対策に関する検討会」

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/council/council.html>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。